当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和７年７月９日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
埼玉県川口市飯塚三丁目250番２ 宅地　297.52㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県市川市二俣768番３ 原野　1,056㎡	氏名不詳 住所不詳	
長野県須坂市大字小島字北ノ原1474番８ 畑　2.20㎡	小島村	公共利用計画有
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林字羽黒下102番２ 畑　11㎡	友野　祝三 長野県南佐久郡海瀬村	
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林字羽黒下102番３ 畑　93㎡	友野　祝三 長野県南佐久郡海瀬村	
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林字羽黒下102番４ 畑　9.99㎡	友野　祝三 長野県南佐久郡海瀬村	
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林字羽黒下102番５ 畑　0.81㎡	友野　祝三 長野県南佐久郡海瀬村	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和７年７月９日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
和歌山県和歌山市弘西字開743番 田　1,349㎡	細川嘉十郎 和歌山県海草郡直川村	
兵庫県神戸市西区平野町中津字小東山1289番183 公衆用道路 201㎡ （買収時：神戸市垂水区平野町中津字牛飼場1338番１）	神戸市 兵庫県神戸市兵庫区松本通り１丁目１番地	公共利用計画あり
兵庫県神戸市西区平野町中津字牛飼場1338番68 公衆用道路 1,134㎡ （買収時：神戸市垂水区平野町中津字牛飼場1338番１）		公共利用計画あり

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間